

事業で使用される車両の自損事故につき、業務委託を受けた者の責任が制限された事例

【文 献 種 別】 判決／東京高等裁判所

【裁判年月日】 令和 6 年 5 月 22 日

【事 件 番 号】 令和 5 年（ネ）第 4059 号

【事 件 名】 損害賠償（交通）請求控訴事件

【裁 判 結 果】 原判決変更、一部棄却

【参 照 法 令】 民法 1 条・709 条

【掲 載 誌】 判時 2622 号 30 頁、判タ 1530 号 94 頁、労判 1332 号 56 頁

◆ LEX/DB 文献番号 25620196

中央大学教授 前田太郎

事実の概要

A の従業員である Y は、建設業を営む X からの業務委託に基づき、X の従業員の指示を受けて、X のトラックを車道で走行させていた際に、平成 31 年 1 月と 3 月に 2 件の自損事故を起こした（それぞれ別のトラックである）。X は、Y に対し、これら自損事故で発生した損害の賠償を求めた。

原審（東京地立川支判令 5・6・27 判時 2622 号 36 頁）は、X Y 間に直接の雇用関係はなかったが、A は X の従業員の指示に従って業務を行っていたことから、いずれの事故についても、X の事業の執行について起きたものとして、最判昭 51・7・8 民集 30 巻 7 号 689 頁（以下、昭和 51 年判決）を引用し、使用者から被用者への賠償の制限を信義則に基づいて制限するとし、X の被った損害のうち、未弁済額の 25% について Y に求めることができるとした（原審の各要素の評価の詳細について、本判決の各要素との対比において示す）。そして、損害額の算定にあたり、2 つ目の事故によるレンタル料 8 万円余りについて、損害として発生しているとし、上記損害賠償の制限に基づき、Y が賠償すべき損害額を 2 万円余りとした（なお、原審は、X が保険給付を受けたものについては損害額の算定において取りあげず、また、車両保険で填補されない免責額 40 万円について、X が A に委託料 40 万円を払わないことで回収したとする）。X 控訴。

判決の要旨

原判決変更、一部棄却。

1 Y の免責・賠償責任の制限について

X から Y への損害賠償の制限について、昭和 51 年判決を引用し、「使用者が、その事業の執行についてされた被用者の加害行為により直接損害を被った場合には、使用者は、その事業の性格、規模、施設の状況、被用者の業務の内容、労働条件、勤務態度、加害行為の態様、加害行為の予防又は損失の分散についての使用者の配慮の程度その他諸般の事情に照らし、損害の公平な分担という見地から信義則上相当と認められる限度においてのみ、被用者に対し上記損害の賠償を請求することができるものと解される」。そして、X Y 間において、直接の雇用関係はなく、あるいは不明確であったが、いずれの事故も、Y が X の従業員から具体的な指示を直接受けて行われた X 所有のトラックの運転中の事故であるとして、昭和 51 年判決の法理が当てはまる。

2 制限の割合

① X が建設業を営み、従業員数は 5 人程度、売上は年間 2 億 1000 万円余りであるが、車両を 14 台保有し、このうち 11 台がトラックであったこと、② Y は X の従業員から直接指示を受け作業に従事し、事故当時の給与が 23～25 万円であったこと、③ X は、使用者として自動車保険に加入することで損害の填補ないし免責の可能性があったのに対し、Y において、そうした保険に容易に加入できたとはにわかに認めがたいこと、④ 本件の各事故はいずれも比較的単純な自損事故であった、Y において酒気帯び運転や大幅な速度超過その他の著しい過失があったといえないこと、⑤ なお、2 件目の事故に関し当該トラックの運転は Y の保有する免許条件に反するものであったことについて、この条件違反と当該事故との因果関係は

ないことに加え、Xにその認識はあったものの、その現場の従業員は知らないままにこのトラックを運転するよう指示したことが認められること、が挙げられる。以上の事実を総合考慮すると、Xが本件各事故で被った損害のうち、Yに請求できる範囲は、信義則上、その損害額の10%を限度とするのが相当である。

3 Xによる損害の回収

AとYとは、Xとの関係で、不真正連帯債務の関係に立つ。そして、XがAに業務委託料72万円余りのうち、32万円余りしか支払わなかったのは、保険による免責額の40万円と対応するものであって、Aもそれ以上の請求をしていないことから、Xは実質的にはAから損害賠償の弁済を受けたのと同様の効果を得ている（相殺ないし黙示の相殺合意）。したがって、XのYに対する損害賠償請求権は、民法439条1項の趣旨に照らし、上記40万円の限度で消滅したというべきである。

4 具体的な損害額

原告の主張する損害額のうち、各事故での修理費用やレッカー費用、そして代車費用について、合計346万円余りが損害として認められる。そして、この損害のうち、XがYに請求できるのは、信義則上10%を限度とすることから（2参照）、34万円余りに限られる。

5 損害の填補

XがYに請求できる34万円余りの損害について、3で説示したとおり、XはAから実質的には損害賠償債務の弁済を受けたのと同様の効果を得ており、XのYに対する損害賠償請求権は全額について消滅したことになる。したがって、Xの受領した車両保険の保険金による填補を判断するまでもなく、Xは、各事故による損害賠償を、Yに請求することはできない。

判例の解説

一 本判決の検討

1 本判決の判断の概要及びその特徴

本判決の判断の特徴として、（ア）昭和51年判決の法理が、直接の雇用関係にない業務委託中の事故に当てはまることを確認したこと¹⁾、そして、（イ）具体的に損害額を算定するにあたり、要素を事案に対応した形で評価することで、原審よりもその割合を引き下げたことを挙げるこ

とができる（さらに、黙示の相殺合意の適否、XとAがYに対し不真正連帯債務関係に立つこと、そして、賠償を制限するにあたり、Xに発生した損害額をもとに算定したことも特徴として挙げられるが、紙幅の関係で省略する）。

2 （ア）について——被用者性の判断及び

昭和51年判決の法理の適用

本判決は、Xの従業員からの具体的な指示を直接に受けた業務中の事故であることから、被用者性を肯定する。このアプローチは、最高裁が、直接の雇用関係にない場合であっても、实际的な指揮監督関係（指示拘束関係）の有無を重視したうえで、被用者性を判断し、かつ、被用者とされた者の行為の全てに責任を負うのではなく、使用者の実質的指揮監督関係が、直接または間接に当該被用者に対し及ぶとされた場合に、使用者の責任を肯定してきたことに沿うと考えられる²⁾。そのうえで、業務委託を受けた者が被用者と認められ、かつ、その者による事故が事業執行につきなされたものであれば、当該事故に関する損害は、この者と使用者との間で最終的にどう負担されるべきか、そして昭和51年判決の法理が当てはまるかが問われる。この問題について、この者が当該事故に関して使用者の被用者として扱われるとして、直接の雇用関係にある被用者による事故の場合と異なる判断をする合理的な理由は、等しいものは等しく扱われるべきという平等原則の観点に照らし、ないものと考えられる。それゆえ、直接の雇用関係にある被用者の場合と同様に、業務委託の場合であっても、被用者性が認められるのであれば、昭和51年判決の法理が当てはまるべきと考えられる。本判決は、業務委託を受けた者についても被用者性が認められる場合に、昭和51年判決の法理が適用されることを確認した点で、実務上の意義が大きい³⁾。

3 （イ）について——本判決による損害賠償の範囲の制限の検討

（1）昭和51年判決の求償・賠償制限の実体的理由付けの欠如と下級審の傾向

同判決は、損害の公平な分担の見地から、信義則上相当の範囲でこれを制限すると述べるだけであり、実体的な根拠付けは不明確であり、また、列举される要素についても、その意義・趣旨、相互関係も明確ではない⁴⁾。学説においても、使用者の被用者に対する求償・賠償の制限に関し、当

事者間に特約がない場合であっても、その一部または全部について制限されるとする立場が広く支持されているとされる一方で⁵⁾、この理由付けに関し、多岐にわたる状況である⁶⁾。実務に目を転じると、下級審裁判例は、昭和51年判決を先例として各事案に対応する形で各要素を評価し、求償・損害賠償の制限を判断し、各事案の解決に当たっていると考えられる⁷⁾。そうしたなかで、先行研究⁸⁾に基づくと、本件と同種の交通事故に係る求償・賠償制限が問題となる事案の特徴として、被用者が故意に不法行為を行うことが想定しがたいこと、事業における自動車の利用と危険性の高さ、これに対する保険での対処可能性が挙げられ、こうした特徴に対応するように、考慮される要素として、加害行為の態様、過重労働の有無といった労働条件、勤務態度、予防・損失の分散の配慮が挙げられる。さらに近時の裁判例では、使用者の事業態様をみて、車両を用いる事業での交通事故のリスクについて使用者への負担を支持するものがみられる⁹⁾。そこで、本判決においてポイントとなった各要素をみると、(α) 加害行為の態様について、本判決の④、(β) 使用者の事業態様について本判決の①、そして(γ) 予防・損失の分散の配慮について本判決の③に、それぞれ対応する。このように、本判決は、本件の特徴に合わせて、先行する裁判例と同旨の判断アプローチを採用したと考えられる。

(2) 本判決の賠償額の制限の分析

Yの賠償の制限の割合に関し、原審は、昭和51年判決と同様の25%としたのに対し、本判決は10%としており、原審と本判決とは、賠償の制限割合が、大きく異なっている¹⁰⁾。この理由は、両判決では、各要素の評価が相違していることに求められよう。具体的にみていくと、まず、(β)に関し、原審では、Xの事業規模が売上2億円余りとして、この要素については客観的事情として中立的に挙げるが、本判決では、このことに加えて、保有車両の台数及び内訳を明らかにしている。ここから、Xはトラックを使用する事業を行っていることから、交通事故のリスクが想定され、そのリスクはYよりもXが支配可能性を有するとすれば、それだけXがより負担を負うべき、ということを示唆していると考えられる（このことは、さらに②で、Yの収入を挙げることで強められているともいえる）。(γ)に関し、原審で

は、代車費用をカバーせず、また免責額が設けられていたとして、いずれも保険の内容に着目しており、保険による事前対応の不足によるリスクをXが負担すべきとすることを支持することを示唆するが¹¹⁾、本判決は、XとYの付保へのアプローチの難易を比較し、Xの方が容易である旨を説いており、Xが損害をより負担すべきことを示唆している¹²⁾。(α)に関し、原審は、Yの本件各事故の過失について前方注視義務違反等のものであって、その過失の程度が特に大きいものではないとするのに対し、本判決は、Yの比較的単純な過失と評価して、軽過失であることを示唆し¹³⁾、Xにより損害を負担させることを示唆している（これら要素以外で、付随的と考えられるものであるが、2件目の事故で用いられていたトラックのYの保有する免許との条件違反に関する要素について、Xの認識への言及が本判決では明確にされている。この評価からも、事故による損害について、Xにより負担させることを支持することが窺われる）。

本判決が、原審よりもYの損害賠償をより制限したことは、以下のように理論的に正当化できる。すなわち、昭和51年判決も本判決も、求償・損害賠償を制限する実体的理由付けを明らかにしないが、(α)(β)(γ)の各要素及びその評価は、当該事故が、使用者の事業上のリスクが現実化したものか否か、これが肯定されるとして、使用者と被用者いずれがより負担すべきかを定めるものであって、その帰結は、使用者へのより重い負担となるべきとする。こうした各要素の評価及びその帰結をみると、使用者への責任集中を、問題となる事業危険やこれに対する事前・事後の支配可能性を踏まえて判断しており、こうした発想は、使用者責任の正当化根拠である危険責任の考え方との親和性をうかがわせる。被用者から使用者への逆求償を認めた最判令2・2・28民集74巻2号106頁（以下、令和2年判決）は、使用者責任の責任の正当化根拠が第三者との関係のみならず、使用者被用者の内部関係でも使用者への固有の負担部分を正当化するために当てはまることを示したが、本判決はこうしたアプローチが求償・賠償制限のレベルでも等しく当てはまることを、上記各要素の評価及び帰結を通じて示唆しているといえよう。本判決の(イ)における各要素の評価と帰結は、責任の正当化根拠との関係性を示唆しており、この点で理論上の意義が大きい¹⁴⁾。

また、本件のように、車両を使用する事業において被用者の過失の程度が低い場合に、本判決が被用者の負担をより制限し、使用者の負担をより多く認めたことで、Xと同種の業務を営む使用者は、交通事故によるリスクを被用者との関係でより負担すべき立場にあることから、付保を含む事前的な予防・損失の分散を行うことにインセンティブを見出すことになる。本判決はこの点で実務上の意義も大きい。

二 おわりに

本評釈は、本判決に関し、(ア)及び(イ)についてそれぞれ実務上・理論上の意義が認められることを確認した。使用者の被用者に対する求償・賠償制限は、昭和51年判決の示した各考量要素の総合考慮によらざるを得ないとしても、こうした考慮を支えるためにも、求償・賠償制限を支える実体的理由付けが積極的に明らかにされるべきである¹⁵⁾。令和2年判決を受けて、学説上の議論は非常に活発なものとなっており、求償・賠償制限の問題にも波及する可能性がある。こうした理論展開に対し、注視していく必要がある。

●——注

- 1) 石島淳「判批」労旬2061号46頁及び匿名解説「判批」判タ1530号96頁。本件は、自損事故であり、第三者への加害とその者への使用者の弁済による求償が問題となった昭和51年判決と事案は異なる。しかし、同判決は、被用者に対する求償と損害賠償とを区別していないこと、被用者の加害行為は第三者にも、使用者にも損害が生じる場合があり、このことは使用者との関係で、債務不履行・不法行為を構成すると考えられることから、損害が第三者に生じたか使用者に直接生じたかで、昭和51年判決の法理の適用を区別する理由はないと考えられる（能見善久「判批」法協95巻3号150頁、中原太郎「判批」窪田充見＝森田宏樹（編）『民法判例百選Ⅱ（第8版）』（有斐閣、2018年）193頁（以下、中原①）及び大塚直（編）『新注釈民法（16）債権（9）』（有斐閣、2022年）169頁〔中原太郎〕（以下、中原②）参照）。自損事故に関し、昭和51年判決の法理を参照する近時の裁判例として、大阪地判令元・9・2労ジャ94号82頁、大阪地判令3・11・24労ジャ121号36頁、京都地判令5・5・23交民56巻3号577頁など。
- 2) 石島・前掲注1）46頁及び匿名解説・前掲注1）95頁。先例として最判昭37・12・14民集16巻12号2368頁及び最判昭45・2・12民集98号201頁参照。
- 3) 同旨の判断として佐賀地判平27・9・11判時2293号112頁及び京都地判平30・10・25交民51巻5号1281頁。
- 4) 能見・前掲注1）150頁、中原①・前掲注1）193頁及び中原②・前掲注1）169頁。
- 5) 村木洋二「被用者が使用者又は第三者に損害を与えた場合における使用者と被用者の間の賠償・求償関係」判タ1468号7頁。
- 6) 中原太郎「事業遂行者の責任規範と責任原理（2）」法協128巻2号33頁。学説状況について、中原②・前掲注1）167～168頁及び村木・前掲注5）7～9頁。
- 7) 中原②・前掲注1）169頁参照。
- 8) 村木・前掲注5）11頁。
- 9) この要素は中立的とも考えられるが（中原②・前掲注1）169～170頁参照）、本文で示したように、事業上のリスクとして使用者への負担を支持するように評価する裁判例もみられる。京都地判平30・10・25交民51巻5号1281頁（中原②・前掲注1）169～170頁は、同判決についてこの要素に関し同条の理解を示したことを踏まえ、注目すべきものとする）及び京都地判令5・5・23交民56巻3号577頁。また、福岡地判平30・11・16LEX/DB25562367及び大阪地判令元・9・2労ジャ94号82頁などは、同旨の評価を示唆する。（β）のこうした評価は、後述する使用者責任の責任の正当化根拠との結びつきを特に窺わせる。後述参照。
- 10) 昭和51年判決が原審の認めた求償の制限を25%としたことを是認した結論への当否につき、中原①・前掲注1）193頁参照。下級審の傾向として、村木・前掲注5）12頁は、自損事故を含む類型に関し、昭和51年判決の示した割合（25%）の前後5%のものが多く、さらに同判決より低いものも多いとするものの、個々の事案の相違や当事者の請求の仕方にも左右されるようであり、求償・賠償制限の割案に関する相場を見出すことは難しい。
- 11) 村木・前掲注5）13頁注51は、限度額設定のある保険の加入は、損失分散の対応として不十分であって、かつ、使用者は保険料の節約という利益を受けることから、そうした保険に加入していても求償・賠償制限の判断にあたり使用者に有利な事情とすべきではない旨説く。
- 12) 中原②・前掲注1）170～171頁は、下級審の傾向から、事業遂行上の危険が予測されることに対し、保険を掛けずあるいは上乗せ保険を掛けていない場合に、求償・賠償額制限に有利に働くとする。
- 13) 中原②・前掲注1）170頁。学説では、より進めて被用者の事業執行中の事故について軽過失の場合には、使用者の負担すべきリスクとするとして求償・賠償の否定を支持する見解も有力である。能見・前掲注1）153頁及び水町勇一郎『詳解 労働法（第4版）』（東京大学出版会、2025年）264～265頁参照。
- 14) さらに、求償・賠償制限で援用される危険責任・報償責任の考え方の内実をさらに考究する必要性につき、中原太郎「判批」窪田充見＝森田宏樹（編）『民法判例百選Ⅱ（第9版）』（有斐閣、2023年）173頁。
- 15) 近時のものとして畑中久彌「判批」福岡大学法学論叢70巻2号377頁。